

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

西原町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。特例貸付の具体的な内容は下記の通りです。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

貸付上限額

- ・10万円以内
- ・(特例)個人事業主、学校等の休業等などの場合 20万円以内

.....

- 据置期間：1年以内
- 償還期限：2年以内
- 貸付利子：無利子
- 保証人：不要

失業された方等向け（総合支援資金）※

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

貸付上限額

- ・(2名以上)月20万円以内
- ・(単身)月15万円以内

貸付期間 原則3ヶ月以内

.....

- 据置期間：1年以内
- 償還期限：10年以内
- 貸付利子：無利子
- 保証人：不要

※1世帯1回の申込みです。

※今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入はできません。

※注 原則、生活困窮者自立支援制度による継続的な支援を受けることが要件となります。

☆必要書類☆

1	運転免許証（本人確認書類及び住所確認書類）
2	健康保険証
3	【収入減を証明する書類】 コロナの影響を受ける前の給与額と影響を受けた後の給与額が確認できるもの。 給料明細及び給与が振込されている通帳。
4	印鑑（シャチハタ不可）
5	振込先口座の通帳 ※申込者本人
6	住民票謄本（本籍地記載あり）

要予約

西原町社会福祉協議会

098-945-3651